

品川区立学校教育職員の臨時的任用に際しての給与および勤務時間、休日、休暇等に関する要綱

制定 平成27年11月17日教育長決定
品川区教育委員会要綱第23号

(目的)

- 第1 この要綱は、学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成20年品川区条例第22号）第2条に規定する学校教育職員（以下「固有教員」という。）の妊娠出産休暇による欠員の補充に当たって、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項の規定により任用される者（以下「産休代替教員」という。）および育児休業による欠員の補充に当たって、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号の規定により任用される者（以下「育休代替教員」という。）の給与および勤務時間、休日、休暇等に関して定めるものとする。

(給与)

- 第2 産休代替教員および育休代替教員の給与は、条例、規則等に定めるものを除き、固有教員の例による。

(勤務時間、休日、休暇等)

- 第3 産休代替教員および育休代替教員の勤務時間、休日、休暇等は、条例、規則等に定めるものを除き、固有教員の例による。

(補則)

- 第4 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年11月17日から適用する。